

令和4年2月2日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和4年第1回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会

令和4年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○議	長	選	挙	3						
○副	議	長	選	挙	4					
○管	理	者	選	挙	5					
○副	管	理	者	選	挙	6				
○会	期	の	決	定	8					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	8
○議	案	第	1	号	8					
○議	案	第	2	号	9					
○議	案	第	3	号	9					
○議	案	第	4	号	9					
○一	般	報	告	10						
○一	般	質	問	10						
○閉	会	10								
○署	名	11								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和4年第1回定例会会議録

○
令和4年2月2日（水）午後2時58分開議

議事日程

- 日程第 1 議長選挙
日程第 2 管理者選挙
日程第 3 会期の決定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第2号 東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第3号 令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について
日程第 8 議案第4号 令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について
日程第 9 一般報告
日程第10 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した

- 副議長選挙
副管理者選挙

出席議員（6名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 井崎義治君 | 2番 | 森亮二君 |
| 3番 | 太田和美君 | 4番 | 田中晋君 |
| 5番 | 青木章君 | 6番 | 甲斐俊光君 |

説明のため議場へ出席した者

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 副管理者 | 星野順一郎君 | 代表監査委員 | 山崎直人君 |
| 会計管理者 | 藤本裕司君 | 事務局長 | 片桐司君 |
| 主管者 | 稲荷田修一君 | 主管者 | 内安広君 |
| 主管者 | 高見澤隆君 | 総務課長 | 秋元敏男君 |

齋 場 長 佐 藤 栄 一 君

職務のため議場へ出席した者

総務課主幹 吉 澤 誠 君

午後 2 時 5 8 分開会

○副議長（田中 晋君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、令和 4 年第 1 回定例会を開会いたします。

午後 2 時 5 8 分開議

○副議長（田中 晋君） 直ちに会議を開きます。

○副議長（田中 晋君） 定例会招集の挨拶並びに事業報告につきまして、現在、管理者の職務代理者を務めております星野副管理者から提出されておりますので、御手元の印刷物により御了承願います。

○副議長（田中 晋君） ここで御紹介をいたします。

ただ今の挨拶にもありましたように、去る令和 3 年 1 0 月 3 1 日に行われました柏市長選挙におきまして、太田和美議員が当選されました。

また、令和 3 年 1 2 月 6 日に行われた、我孫子市議会令和 3 年第 4 回定例会におきまして、議長選挙が行われ、甲斐俊光議員が当選されました。

組合規約第 5 条第 2 項の規定によりまして、出席しておられますので、御紹介をいたします。

太田和美議員の挨拶を許します。

〔 3 番議員 太田和美君挨拶 〕

○ 3 番議員（太田和美君） ただいま御紹介をいただきました、柏市の太田でございます。

初めての事務組合の議会となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（田中 晋君） 続きまして、甲斐俊光議員の挨拶を許します。

〔 6 番議員 甲斐俊光君挨拶 〕

○ 6 番議員（甲斐俊光君） 我孫子市議会議長に就任いたしました甲斐俊光でございます。

本日はよろしく願いいたします。

○副議長（田中 晋君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第 1 2 1 条の規定による説明員の出席要求に対し、当局よ

り説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から令和3年7月分から11月分に関する例月現金出納検査の結果報告もございました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○副議長（田中 晋君） 日程に入ります。

○

○副議長（田中 晋君） 日程第1、議長選挙を議題に供します。

議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、令和3年12月6日をもって議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「副議長」と呼ぶ者あり。〕

○2番議員（森 亮二君） 副議長。

○副議長（田中 晋君） 森 亮二議員。

○2番議員（森 亮二君） 議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（田中 晋君） お諮りいたします。

ただいま森 亮二議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決まりました。

お諮りいたします。

森 亮二議員を、議長の指名推選者にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中 晋君） 異議なしと認めます。

よって、森 亮二議員において指名することに決しました。

森 亮二議員。

○2番議員（森 亮二君） 議長には、柏市議会議長の田中 晋議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（田中 晋君） お諮りいたします。

議長には、森 亮二議員において指名推選のありました、柏市議会議

長の田中 晋ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市議会議長の田中 晋が議長に当選いたしました。

田中 晋、私ですけれども、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたし、私は当選を受諾いたします。

〔議長 田中 晋君挨拶〕

○議長（田中 晋君） 田中でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○

○議長（田中 晋君） ただいま副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。

この際、会議規則第8条の規定により、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○1番議員（井崎義治君） 議長。

○議長（田中 晋君） 井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 副議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

ただいま井崎義治議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

井崎義治議員を、副議長の指名推選者にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、井崎義治議員において指名することに決しました。

井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君） 副議長には、我孫子市議会議長の甲斐俊光議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

副議長には、井崎義治議員において指名推選のありました、我孫子市議会議長の甲斐俊光議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市議会議長であります、甲斐俊光議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、甲斐俊光議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、甲斐俊光議員の挨拶を許します。

〔副議長 甲斐俊光君挨拶〕

○副議長（甲斐俊光君） 副議長に当選いたしました、甲斐俊光でございます。よろしくお祈りいたします。

○

○議長（田中 晋君） 日程第2、管理者選挙を議題に供します。

管理者が組合規約第8条第1項の規定により、令和3年11月20日をもって管理者の職でなくなったので、管理者が空席となっております。

組合規約第7条第2項の規定により、選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○3番議員（太田和美君） 議長。

○議長（田中 晋君） 太田和美議員。

○3番議員（太田和美君） 管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

ただいま太田和美議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

太田和美議員を、管理者の指名推選者にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、太田和美議員において指名することに決しました。

太田和美議員。

○3番議員（太田和美君） 管理者には、我孫子市長の星野順一郎副管理者を指名推選いたしたいと思いますが、お諮りをお願いいたします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

管理者には、太田和美議員において指名推選のありました、我孫子市長の星野順一郎副管理者ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市長であります、星野順一郎副管理者が管理者に当選されました。

ただいま管理者に当選されました、星野順一郎副管理者が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

管理者に当選されました、星野順一郎副管理者の挨拶を許します。

〔管理者 星野順一郎君挨拶〕

○管理者（星野順一郎君） 管理者となりました星野でございます。

事務組合、まだまだ課題がたくさんありますけど、皆様方の御理解と御協力をいただきながら精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 晋君） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時8分休憩

○

午後3時9分再開

○議長（田中 晋君） 会議を再開いたします。

○

○議長（田中 晋君） ただいま、副管理者が管理者に当選いたしましたので、副管理者が欠員となりました。

この際、会議規則第8条の規定により、**副管理者選挙**を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、副管理者選挙を日程に追加し選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○5番議員（青木 章君） 議長。

○議長（田中 晋君） 青木 章議員。

○5番議員（青木 章君） 副管理者選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

ただいま青木 章議員から、指名推選の方法によるという発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決まりました。

お諮りいたします。

青木 章議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、青木 章議員において指名することに決まりました。

青木 章議員。

○5番議員（青木 章君） 副管理者には、柏市長の太田和美議員を指名推選にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（田中 晋君） お諮りいたします。

副管理者には、青木 章議員において指名推選のありました、柏市長の太田和美議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市長の太田和美議員が副管理者に当選をいたしました。

会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、太田和美議員の挨拶を許します。

〔副管理者 太田和美君挨拶〕

○副管理者（太田和美君） 太田でございます。

管理者をお支えできるよう、副管理者の職責をしっかりと果たしてま

いりたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中 晋君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 1 分休憩

○

午後 3 時 1 2 分再開

○議長（田中 晋君） 会議を再開いたします。

○

○議長（田中 晋君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、本日 1 日と定めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決まりました。

○

○議長（田中 晋君） 日程第 4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 19 条の規定により、議長において、森 亮二議員及び青木 章議員を指名いたします。

○

○議長（田中 晋君） 日程第 5、議案を上程いたします。

議案第 1 号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（田中 晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） 議案第 1 号につきましては、御手元に配付させていただきました、事務局議案説明書の 1 ページのとおりとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（田中 晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第 1 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中 晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○
○議長（田中 晋君） 日程第 6、議案第 2 号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（田中 晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） 議案第 2 号につきましては、第 1 号と同様、御手元に配付させていただきました、事務局議案説明書の 2 ページのとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中 晋君） 説明が終わりましたので質疑に移ります。

発言を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第 2 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中 晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

○
○議長（田中 晋君） 日程第 7、議案第 3 号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（田中 晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） 議案第 3 号につきましては、御手元に配付させていただきました、事務局議案説明書の 3 ページのとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中 晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第 3 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中 晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

○
○議長（田中 晋君） 日程第 8、議案第 4 号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（田中 晋君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） 議案第4号につきましては、同様に御手元の事務局議案説明書の、4ページから5ページのとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 晋君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。発言を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中 晋君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（田中 晋君） 日程第9、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（田中 晋君） 日程第10、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（田中 晋君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（田中 晋君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和4年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労様でした。

午後3時16分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和4年3月3日

議会議長 田 中 晋

議会議員 森 亮 二

議会議員 青 木 章

令和4年2月2日

東葛中部地区総合開発事務組合
令和4年第1回定例会
議案

議案第1号～議案第4号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4年 2月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 星野 順一郎

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める 条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成
18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のよ
うに改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の54.2
流山市	100分の27.0
我孫子市	100分の18.8

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の54.5
流山市	100分の25.8
我孫子市	100分の19.7

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に
係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の53.9
流山市	100分の26.0
我孫子市	100分の20.1

(5) 斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.1
流山市	100分の27.2
我孫子市	100分の22.7

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正
する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和4年 2月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 星野 順一郎

提案理由

斎場使用料のうち、火葬料を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例（平成7年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

火葬場	15歳以上	1体	4,600円
	15歳未満	1体	2,200円
	死胎	1体	1,500円
	改葬	1棺	2,700円
	四肢	1件	1,800円

」

を

「

火葬場	15歳以上	1体	6,000円
	15歳未満	1体	3,000円
	死胎	1体	2,000円
	改葬	1棺	3,000円
	四肢	1件	2,000円

」

に改め、備考7を次のように改める。

7 使用料には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む（但し火葬場使用料を除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定はこの条例の施行の日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前の斎場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算について

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を次のとおり定める。

令和 4年 2月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 星 野 順一郎

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算（第1号）

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,989千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,19
9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越
して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によ
る。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1,000	25,989	26,989
	1 繰越金	1,000	25,989	26,989
歳 入 合 計		910,210	25,989	936,199

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		53,857	24,789	78,646
	1 総務管理費	53,800	24,789	78,589
4 衛生費		691,595	1,200	692,795
	1 保健衛生費	691,595	1,200	692,795
歳 出 合 計		910,210	25,989	936,199

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	多目的公園整備事業	87,395

令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算
について

令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次の
とおり定める。

令和 4年 2月 2日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者職務代理者
東葛中部地区総合開発事務組合
副管理者 星野 順一郎

令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

令和4年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ622,151千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		496,627
	1 負担金	496,627
2 使用料及び手数料		105,098
	1 使用料	105,065
	2 手数料	33
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		19,424
	1 預金利子	1
	2 雑入	19,423
歳 入 合 計		622,151

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		55,508
	1 総務管理費	55,451
	2 監査委員費	57
3 民生費		54,769
	1 社会福祉費	54,769
4 衛生費		389,611
	1 保健衛生費	389,611
5 公債費		112,263
	1 公債費	112,263
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		622,151

